

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	経済産業省
----	----	------	-------

対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">事業税</span> 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">事業所税</span> その他（ ）
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

要望項目名	事業者の地方税負担のあり方の見直し
-------	-------------------

要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <div style="margin-left: 20px;"> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">均等割</td> <td>資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人税割</td> <td rowspan="2" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">法人税額に応じた負担を求める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[税率] 道府県民税 : 法人税額の3.2% 市町村民税 : 法人税額の9.7%</td> </tr> </table> </div> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">法人事業税</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資本金1億円超の普通法人</span> (外形課税対象法人) <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">所得割 (税率: 0.7%) ※年800円超の所得 外形標準課税 (付加価値割: 1.2%、資本割: 0.5%)</span></li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資本金1億円以下の普通法人</span> (所得割 (税率: 6.7%) ※年800万円超の所得)</li> </ul> </li> <li>○ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">電気供給業・ガス供給業・保険業</span> (収入割 (税率: 0.9%))</li> </ul> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地方法人特別税</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資本金1億円超の普通法人</span> (外形課税対象法人) (基準法人所得割額 × 414.2%)</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資本金1億円以下の普通法人</span> (基準法人所得割額 × 43.2%)</li> </ul> </li> <li>○ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人</span> (基準法人収入割額 × 43.2%)</li> </ul> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">固定資産税</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地、家屋、償却資産 課税標準額 × 1.4%</li> </ul> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">事業所税</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において課税</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">課税標準</th> <th style="width: 20%;">税率</th> <th style="width: 30%;">免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試算割</td> <td>事業所床面積</td> <td>1㎡につき 600円</td> <td>1000㎡</td> </tr> <tr> <td>従業者割</td> <td>従業者給与総額</td> <td>100分の0.25</td> <td>100人以下</td> </tr> </tbody> </table>	法人住民税	均等割	資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。			[税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円		法人税割	法人税額に応じた負担を求める。			[税率] 道府県民税 : 法人税額の3.2% 市町村民税 : 法人税額の9.7%	区分	課税標準	税率	免税点	試算割	事業所床面積	1㎡につき 600円	1000㎡	従業者割	従業者給与総額	100分の0.25	100人以下
法人住民税	均等割	資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。																							
		[税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円																							
	法人税割	法人税額に応じた負担を求める。																							
			[税率] 道府県民税 : 法人税額の3.2% 市町村民税 : 法人税額の9.7%																						
区分	課税標準	税率	免税点																						
試算割	事業所床面積	1㎡につき 600円	1000㎡																						
従業者割	従業者給与総額	100分の0.25	100人以下																						

<p>〔関係条文〕</p>	<p>・特例措置の内容</p> <p>○地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と其中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。</p> <p>○また、償却資産に係る固定資産税については、国際的にも希な税制であり、企業の投資の阻害要因となっていることから、地方法人課税全体の中で、その廃止を含めた検討が引き続き必要。</p> <p>○さらに、事業所税は、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税に加えて、更に過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかな検証が必要。</p> <p>○上記を含め、事業者の地方税負担のあり方について総合的な検討・見直しが求められる。</p> <p>地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税  ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 第二節 固定資産税  ／第四章 目的税 第五節 事業所税  地方法人特別税等に関する暫定措置法 等</p>
<p>減収見込額</p>	<p>[初年度] ( ) [平年度] ( )  [改正増減収額] (単位：百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な地方法人二税について地方税全体の中でそのあり方を見直すとともに、固定資産税、事業所税等の事業者に係る地方税を含めた総合的な見直しを行うことにより、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進、国内雇用の確保を図る。</li> </ul> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進を図るための環境改善が急務。</li> <li>・このため、法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討し、地方法人課税のあり方を見直す必要がある。</li> <li>・また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。</li> <li>2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。</li> <li>3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。</li> <li>4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。</li> <li>5. 国税と地方税の計算方法の相違等により、事務負担が過大であることや、連結納税制度がなく損益通算ができない等の問題がある。</li> </ol> </li> <li>・さらに、国際的に希な償却資産への固定資産税、課税標準が事業税の外形標準と重複する事業所税など地方税全体について事業者への課税のあり方を検討、見直しする必要がある。</li> </ul>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>15—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-1 経済基盤</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015 について (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) (抄)</p> <p>(1) 歳入改革 ② 税制の構造改革 (改革の基本方針)</p> <p>i) 成長志向の法人税改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。</li> </ul> <p>○ 法人税の改革について (平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ) (抄)</p> <p>1. 法人税改革の趣旨 (略)</p> <p>国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。</p> <p>2. 具体的な改革事項</p> <p>(8) 地方法人課税の見直し (法人事業税を中心に)</p> <p>② 改革の方向性 (略)</p> <p>また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>				
	政策の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>恒久措置</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置				
同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保				

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望